

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成17年6月21日

提 出 者

21番	石井一徳
4番	小林清章
9番	本間まさよ
10番	近藤和義
12番	田中節男
16番	大野まさき
17番	松本清治
19番	川名ゆうじ
27番	寺山光一郎

武蔵野市議会議長 山下倫一 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所 管
総務委員会	8人	1 企画政策室、総務部、財務部（施設課に属することを除く。）、収入役室、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。 2及び3 （略）
文教委員会から建設委員会まで （略）		

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市組織条例の改正に伴い、所要の改正をするものである。

改正後			説明
別表（第2条関係）			字句の追加
名称	定数	所 管	
総務委員会	8人	1 企画政策室、総務部、 <u>防災安全部</u> 、財務部（施設課に属することを除く。）、収入役室、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会に属すること。 2及び3 （略）	
文教委員会から建設委員会まで （略）			